㈡　変更後部分のみ存在するときは、当該変更後部分を加える。

変　更　後	変　更　前
（定義） **第２条**　この規約で「発酵乳」及び「乳酸菌飲料」とは、食品衛生法（昭和22年法律第233号）の規定に基づく乳及び乳製品の成分規格等に関する命令（昭和26年厚生省令第52号）に適合するものであって、次に掲げるものをいう。	（定義） **第２条**　この規約で「発酵乳」及び「乳酸菌飲料」とは、食品衛生法（昭和22年法律第233号）の規定に基づく乳及び乳製品の成分規格等に関する省令（昭和26年厚生省令第52号）に適合するものであって、次に掲げるものをいう。
（その他の表示事項等） **第５条**　発酵乳乳酸菌飲料公正取引協議会（以下「公正取引協議会」という。）は、第１条の目的を達成するため、特に必要があると認める場合には、前二条に規定する事項のほか、これらの事項に関連する特定の表示事項又は表示基準を施行規則により定めることができる。	（その他の表示事項等） **第５条**　発酵乳乳酸菌飲料公正取引協議会（以下「公正取引協議会」という。）は、第１条の目的を達成するため、特に必要があると認める場合には、前二条に規定する事項のほか、これらの事項に関連する特定の表示事項又は表示基準を規則により定めることができる。
（不当表示等の禁止） **第６条**　事業者は、発酵乳・乳酸菌飲料の取引に関し、次の各号に掲げる表示をしてはならない。 ⑴～⑼　（略） ⑽　事業者が自己の供給する発酵乳・乳酸菌飲料の取引について行う表示であって、一般消費者が当該表示であることを判別することが困難であるもの（ステルスマーケティング） ⑾　（略）	（不当表示等の禁止） **第６条**　事業者は、発酵乳・乳酸菌飲料の取引に関し、次の各号に掲げる表示をしてはならない。 ⑴～⑼　（略） ⑽　（略）
（違反に対する調査） **第９条**　公正取引協議会は、第３条、第４条若しくは第６条の規定又は第５条の規定に基づく施行規則に違反する事実があると思料するときは、関係者を招致し、事情を聴取し、関係者に必要な事項を照会し、参考人から意見を求め、その他必要な調査を行うことができる。	（違反に対する調査） **第９条**　公正取引協議会は、第３条、第４条若しくは第６条の規定又は第５条の規定に基づく規則に違反する事実があると思料するときは、関係者を招致し、事情を聴取し、関係者に必要な事項を照会し、参考人から意見を求め、その他必要な調査を行うことができる。
２・３　（略）	２・３　（略）
（違反に対する措置） **第10条**　（略） ２　公正取引協議会は、前項の警告を受けた構成事業者が、その警告に従っていないと認めるときは、その構成事業者に対し、30万円以下の違約金を課し、除名処分をし、又は消費者庁長官に必要な措置を講ずるよう求めることができる。 ３　（略）	（違反に対する措置） **第10条**　（略） ２　公正取引協議会は、前項の警告を受けた構成事業者が、その警告に従つていないと認めるときは、その構成事業者に対し、30万円以下の違約金を課し、除名処分をし、又は消費者庁長官に必要な措置を講ずるよう求めることができる。 ３　（略）

附　則

この規約の変更は、規約の変更について公正取引委員会及び消費者庁長官の認定の告示があった日から施行する。

○警察庁告示第十号

重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成二十八年法律第九号）第三条の二第一項から第三項までの規定に基づき、対象特別要人所在施設及び当該対象特別要人所在施設の敷地又は区域並びに当該対象特別要人所在施設に係る対象施設周辺地域を次のとおり指定する。

令和八年十一月二日

警察庁長官　楠　芳伸

一　リーガロイヤルホテル

期間	令和八年十一月十四日から同月十五日まで	
施設対象の特別要人所在地	区大阪府大阪市北	中之島五丁目三番六十八号
施設対象の特別要人敷地所在	区大阪府大阪市北	中之島五丁目三番（次の図面に示す部分に限る。）
施設対象周辺地域要人所在	区大阪府大阪市福島	丁目分野鷺洲並びに田洲一一丁目（次に掲げる一丁目目から三丁目まで、福島一丁目及び四丁目に吉野れ一も丁次島一丁目の図面に示す部分に限る。）並びに玉川一丁目から五丁目まで、六図四丁目に及びすまで、八びす丁七部
	区大阪府大阪市西	丁丁目まで鞆本町目目（次での江一図之目面佐に堀示一す丁部目分かにら限三る。）、京川堀一丁目町口一丁目から三丁目まで、図土面手島から三丁目江戸堀一丁並堀一丁目及に丁目及び西目及び三本かび二三丁町ら二三丁目一三丁目
	区大阪府大阪市北	六島目曾根梅田二丁目丁次崎大目図地大及び三丁目目（次のに丁南三丁目図示す部分に限る。）及び二丁目部分に三並堂島（次のずれに二のす部限丁目図れに限及びに次る。）及び三丁目部も次の図示に示す目四示す部分に浜る。）、に目三並堂に示す目に北橋面、浜四丁目に次四丁目、淡路町四丁目（次の図示す部分に限る。）、今津橋丁目（次の図示す部分に限る。）、瓦町四丁目、道図面に示す部分に限る。）、修繕町に示す部分に限る。）、町四備四丁後丁目部分、分に平に限る。）、野町四丁目（次の図示す部分に限る。）、町北橋四丁目（次の図示す部分に限る。）、浜四丁目（次の図示す部分に限る。）
	央区大阪府大阪市中	